

平成 27 年 9 月 30 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

行政の信頼失墜行為への対応に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

信頼失墜行為への対応と今後

2 質問の要旨

鎌議第 1254 号に対する答弁によれば、市長は市民全体の信頼を基盤として成り立っていることを全て職員が自覚すると共に信頼回復の為に並々ならぬ努力が必要であることを全職員が認識する旨が述べられているがどのように具体的にいつまでに単純労務職や労働組合員を含めた全職員に自覚させ、認識させるつもりであるのか。述べよ。

納税課小原芳則に係る事案について、データ改竄の実行者らへの特段の対応指導はしたのか。その内容は何か、注意をしなかったのか、戒めなかったのか、実行者は誰か。職員の年齢、入庁して何年か、実行者は反省しているか、其々本人に確認せよ。（後に実際確認をしたか確認をする）

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 10 月 2 日まで） ・ 無

（理由：過日、不誠実な答弁を職員課は作成したと推察される。よって本答弁においては、誠実に速やかに答弁を求める。尚、緊急質問の準備にあたり早急な答弁が必要。）